

協議第46号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称取扱いについて提出する。

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

町、字の区域及び名称の取扱いについて(合併協定項目番号:13)

大字・字の名称及び区域は現行のとおりとする。

また、名称の表示は大字の字句を削除して表示する。

「            町            」と表示する。

例;「矢部町大字浜町      番地」 「            町 浜町      番地」と表示する。

平成16年5月11日確認

提案第34号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称取扱いについて提出する。

平成16年4月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

町、字の区域及び名称の取扱いについて(合併協定項目番号:13)

大字・字の名称及び区域は現行のとおりとする。

また、名称の表示は大字の字句を削除して表示する。

「            町            」と表示する。

例;「矢部町大字浜町      番地」 「            町 浜町      番地」と表示する。

矢部・清和・蘇陽合併協議会 協議事項調整内容

矢部・清和・蘇陽合併協議会

協 定 項 目	町、村・字の区域及び名称の取扱い	関 係 項 目	字の区域及び名称の取扱いについて
調 整 の 内 容	大字・字の名称及び区域は現行のとおりとする。また、名称の表示は大字の字句を削除して表示する。		

同一字名の一覧表

調 査 町村名	3 か 町 村 の 現 況			調 整 の 具 体 的 内 容	
	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町		
町	大字 北中島 (きたなかしま)	大字 上川井野 (かみがわいの)	大字 大平 (おおひら)	大字 長崎 (ながさき)	
	大字 島木 (しまき)	大字 川野 (かわの)	大字 鶴ヶ田 (つるがた)		大字 馬見原 (まみはら)
	大字 金内 (かねうち)	大字 成君 (なりぎみ)	大字 川口 (かわぐち)		大字 滝上 (たきがみ)
村	大字 原 (はら)	大字 菅 (すげ)	大字 井無田 (いむた)	大字 神ノ前 (かみのまえ)	
	大字 山田 (やまだ)	大字 目丸 (めまる)	大字 郷野原 (ごうのはる)	大字 白石 (しらいし)	
	大字 市原 (いちばる)		大字 高月 (こうづき)	大字 大野 (おおの)	
別	大字 長田 (ながた)		大字 安方 (やすかた)	大字 方ヶ野 (ほうがの)	
	大字 南田 (みなみだ)		大字 佛原 (ほとけばる)	大字 柳井原 (やないばる)	
	大字 牧野 (まきの)		大字 米生 (よねお)	大字 塩原 (しおばる)	
内	大字 荒谷 (あらだに)		大字 須原 (すばる)	大字 菅尾 (すげお)	
	大字 万坂 (まんざか)		大字 小峰 (おみね)	大字 塩出迫 (しおいでさこ)	
	大字 白小野 (しらおの)		大字 貫原 (ぬきはる)	大字 米迫 (よねさこ)	
容	大字 藤木 (ふじき)		大字 小中竹 (こなかだけ)	大字 今 (いま)	
	大字 勢井 (ぜい)	合計 50大字	大字 木原谷 (きはらだに)	大字 八木 (はちぼく)	
	大字 猿渡 (ざるわたり)		大字 緑川 (みどりかわ)	大字 花上 (はながみ)	
別	大字 三ヶ (さんが)	小字 1432字	大字 尾野尻 (おのじり)	大字 柏 (かしわ)	
	大字 葛原 (くずはら)		大字 鎌野 (かまの)	大字 二瀬本 (にせもと)	
	大字 柚木 (ゆのき)		大字 市の原 (いちのはる)	大字 橋 (たちばな)	
内	大字 田小野 (たおの)		大字 仮屋 (かりや)	大字 下山 (しもやま)	
	大字 杉木 (すぎき)			大字 高辻 (たかつじ)	
	大字 芦屋田 (あしやだ)			大字 高畑 (たかばた)	
容	大字 上寺 (じょうてら)			大字 東竹原 (ひがしたけばる)	
	大字 城平 (じょうひら)			大字 柳 (やなぎ)	
	大字 浜町 (はままち)			大字 伊勢 (いせ)	
別	大字 下馬尾 (げばお)			大字 長谷 (ながたに)	
	大字 千滝 (せんだき)			大字 玉目 (たまめ)	
	大字 下市 (しもいち)			大字 大見口 (おおみくち)	
内	大字 長原 (ながはら)			大字 二津留 (ふたづる)	
	大字 畑 (はた)			大字 上差尾 (かみざしお)	
	大字 城原 (じょうはら)				
容	大字 田吉 (たよし)				
	大字 野尻 (のじり)		合計 19大字	合計 29大字	
	大字 下川井野 (しもがわいの)		小字 685字	小字 718字	
別	大字 新小 (しんこ)				
	大字 犬飼 (いぬかい)				
	大字 白藤 (しらふじ)				
内	大字 津留 (つる)				
	大字 田所 (たどころ)				
	大字 入佐 (いりさ)				
容	大字 下名連石 (しもなれいし)				
	大字 御所 (ごしょ)				
	大字 黒川 (くろかわ)				
別	大字 小笹 (おざさ)				
	大字 麻山 (あさやま)				
	大字 男成 (おとこなり)				

**調整の例示**  
 ・矢部町  
 「新町名」 北中島  
 島木  
 ・清和村  
 「新町名」 大平  
 鶴ヶ田  
 ・蘇陽町  
 「新町名」 長崎  
 馬見原

## [市町村区域内の町又は字の区域]

地方自治法第 260 条

第 1 項 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町もしくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

第 2 項 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

第 3 項 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めとする場合を除くほか前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

本条は、市町村区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に関する規定である。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすぎないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。また、市町村の支所、出張所、学区等は町または字を単位または基準としていることも少なくない。したがって、町や字は住民の日常生活に、直接・間接影響を及ぼす場合が多い。

本条において、「町若しくは字の区域をあらたに画」する。とは、新しい区画を設ける場合だけでなく、新たな町名または字名をつける場合も含む。町村舎併により設置された町または村において 1 項の規定により、新たに一部の地域を除き大字の区域を画することもできる。（昭和 30 年 12 月 6 日自丁行発 184 号）

「町若しくは字の区域若しくはその名称を変更」することのうち「町若しくは字の名称を変更」する。とは、町または字の区域を変更すると同時にその名称を変更する場合も含むのであって、単に従前の町または字の名称を変更する場合に限られない。市町村の区域内の町もしくは字の区域若しくはその名称を変更しようとする場合、当該市町村が指定都市（252 条の 19 第 1 項）以外の市である場合において、その町もしくは字の名称中に「何市何区何町何丁目」のように「区」の文字を使用することは出来ない。（昭和 26 年 11 月 28 日地自行発 395 号）

市町村の廃置分合および境界変更の際、字の区域および名称を変更しないで旧町村の字の区域および名称とする場合には本条の手続きを要しない。

（昭和 30 年 3 月 30 日自丁振発 30 号）

なお、本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。（昭和 23 年 8 月 9 日自発 519 号）

本条の定める字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。（昭和 22 年 9 月 12 日山形県総務部地方課宛回答）

常用漢字でない字体の取扱い

市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が常用漢字（当用漢字）字体表にない従来の字体である場合、常用漢字（当用漢字）字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は字の名称の変更に該当されないものとされている。

そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うにあたり、その名称を常用漢字（当用漢字）字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっている。

したがって、登記上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われるが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、法務局と相談すること。

（昭和 33 年 4 月 21 日付け行政局長通知）

登記簿上の字名

各地区（行政区）の名称と登記簿上の字の名称は異なるものであり、行政区の取扱いについては、5 月協議会に提案を行う。

字の区域及び名称を変更する場合、その区域の居住者又は、土地所有者の承諾が必要か？

承諾を得る必要はない。

字の区域や名称を変更する場合、自治法上、居住者又は土地所有者の承諾を必要とする明文の規定はない。また、字は行政区画であり、所定の法的手続きにより設置、変更又は廃止されることになっているので、これらのものについて字の区域及び名称を変更されないという権利が、一般的に保障されているとは考えられない。

したがって、事実上の問題として、事前に居住者や土地所有者の意向を打診し、区域や名称の変更決定に反映させるため協議することはともかく、法的には、これらの者の承諾を得なければならないものではない。

（市町村境界変更等事務の手引 H8.4 熊本県総務部地方課）

(「大字」及び「」の表示)

問 登記簿で「大字」と表示されている地域について、単に「」と変更する場合にも、自治法第260条の規定による手続きが必要でしょうか。

答 必要です。

「大字」を単に「」と変更する場合には、「大字」が固有名詞として考えられます。したがって、設問の場合には、自治法第260条の規定による手続きが必要になります。

この場合、「」を「字」として変更するか又は「町」として変更するかによって、「字の名称の変更」又は「町の新設」に区分することになります。

(町名の読み方の変更)

問 中畑町(ちゅうはたちょう)を中畑町(なかはたちょう)とするように、町名の読み方を変更したいが、自治法第260条の規定による手続きが必要でしょうか。

答 中畑町(ちゅうはたちょう)を新設したときにふりがなを付し、読み方を示して決定されている場合は必要です。

自治法第260条は、字(町)の区域や名称を決定するに当たって、特に読み方についてまで定めることは要求していません。

このため、一般的には字(町)名にふりがなを付し、読み方を示して決定処分していませんが、字(町)の名称を決定するに際して特にふりがなを付し、読み方まで示した場合には、これを含めた決定処分が行われたものと考えられます。したがって、この場合には、読み方を変更する場合にも自治法第260条の手続きが必要と解されています(自治省振興課編住居表示制度の解説)。

字(町)の読み方が、法定の手続きによらないで定められている場合には、その変更も自治法第260条の手続きによる必要はなく、それが定められた方法(市町村長の告示等)によって変更することになりますが、同条の規定によって新たに字(町)を設ける場合には、議案や決定書で読み方を明示することが適当でしょう。この場合は、変更調書の末尾に備考欄を設け「「甲町」は「こうちょう(まち)」と読むものとする。」と表示するなどの方法を採用することになるでしょう。

(町の名称の変更)

問 当市には峯町という町名がありますが、「峯」という字は常用漢字ではないので「峰」という文字に統一したいと考えています。ついては、登記簿上もこれを直す手続きをとりたいと思いますが、この場合、自治法第260条の規定に基づく町の名称の変更の手続きをとる必要はあるのでしょうか。

答 昭和33年4月21日付け自丙行発第7号の行政局長通知によって、市町村名及び市町村内の町名又は字名の字体が当用漢字字体表にない従来の字体である場合、当用漢字字体表の字体を用いて書き表すことについては、地方公共団体及び町又は名称の変更に該当しないものとされています。そして、不動産登記その他法令に基づく手続き等を行うに当たり、その名称を当用漢字字体表の字体によって書き表しても法令上有効なものと認められることになっています。

したがって、登記簿上これを直す手続きをとらなくても実務上差し支えないと思われませんが、あえて登記簿を直す必要がある場合には、所轄法務局とご相談下さい。

(注) 当用漢字表は、昭和56年10月内閣告示第1号によって常用漢字に改定された。

### 13 . 町名・字名の取扱い(参考資料)

市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、若しくは廃止、または、町(字)の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要です。

事前に合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当ですが、町、字の区域や名称については、住民にとっても愛着が深いものであるため、合併しても従来どおり存続させるケースが多いようです。

#### 【例】

##### 新潟市

黒埼町での意向を尊重し、また新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにすることとした。

##### あきる野市

2市町の町・字の名称及び区域は従前どおりとした。

##### 潮来市

両町の字の区域及び名称は現行どおりとすることとした。

##### 西東京市

2市の町名は原則として現行どおり。

ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘3丁目に統合することとした。

##### あさぎり町

同名の字が54存在しているが、大字で区別することにより登記簿上も問題が生じないため、字の名称及び区域は従前のとおりとし、大字名については、合併前において現町村で調整する。